

公共下水道私道内敷設申請書 提出チェックフロー



チェック
しながら確認
してキュン♡

STEP1 私道



下水道を敷設したい道路は私道ですか？

公道に下水道を敷設したい場合は別の申請になります。市道かどうかは「ふじさわキュンマップ」の「道路台帳平面図」で確認できます。道路台帳平面図に記載のない道路は、国道・県道・私道のどれかです。

STEP2 事業計画 区域



公共下水道の事業計画区域内に入っていますか？

事業計画区域外では申請を受け付けられません。ご不明な場合は市にご確認ください。

申請時必要書類：案内図

要書類

STEP3 指定道路



建築基準法第42条第1項第3号、第5号、同条第2項のいずれかに該当しますか？

これに該当しない場合は申請を受け付けられません。指定道路の種別は「ふじさわキュンマップ」でご確認ください。

STEP4 分筆



私道は分筆されていますか？
地積測量図があり、境界が明確になっていますか？
私道は工事を行うのに十分な幅員がありますか？

私道が分筆されていない場合は、分筆してから申請してください。
地積測量図がない場合は、地積測量図を作成し、法務局に登記をしてから申請してください。
現地で境界が明確になっていない場合は、杭等で境界を明示してください。
工事を行うにあたり必要な幅員の目安は、1.8m程度です。

申請時必要書類：公図の写し・登記事項証明書（土地）・地積測量図

要書類

STEP5 公共 下水道



私道が接続している道路に公共下水道が敷設されていますか？

まだ公共下水道がない場合は、敷設されるまでお待ちください。
お急ぎの場合は、先に公道要望の申請書をご提出ください。

STEP6
宅地件数

対象家屋が2軒以上あり、その所有者は異なりますか？

対象家屋とは、当該私道にのみ接道している全ての家屋のことです。

申請時必要書類：登記事項証明書（建物）

要書類

STEP7
希望者の同意

希望者全員の同意は取れていますか？

希望者とは、対象家屋の建物所有者全員のことで、下水道の敷設が完了したら、希望者はすみやかに排水の切り替えを行い、公共下水道を使用する必要があります。排水の切り替え工事は、希望者負担となります。

申請時必要書類：公共下水道私道内敷設希望者名簿兼委任状

要書類

STEP8
権利者の同意

私道敷地の所有者、抵当権者、その他の権利者全員の承諾が取れていますか？

権利者全員の承諾書と印鑑登録証明書が必要です。権利者に故人の方がいる場合は、相続登記をしてから申請してください。

申請時必要書類：公共下水道私道内敷設承諾書・印鑑登録証明書

要書類

STEP9
市税等の滞納

市税、下水道受益者負担金（または分担金）、下水道使用料を滞納していませんか？

私道の権利者で、藤沢市に納めるべき市税等を滞納している方がいる場合、下水道を敷設できません。また、申請受理後に納税状況を確認させていただきますのでご了承ください。

STEP10
埋設物

水道管、ガス管、その他支障物はありませんか？

下水道を敷設するためには、幅1.0m程度のスペースが必要です。申請時点ではまだ支障物があっても構いませんが、申請受理後、必要に応じて市が試掘等を行いますので、支障物が確認でき次第、申請者が移設・撤去を行ってください。この際、支障物の移設・撤去に係る費用は希望者負担となります。

書類を整えてご提出ください

【申請に関する問い合わせ・申請先】
担当課：下水道管路課 調整担当
電話：0466-50-3551

